

生活習慣病管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ）

患者様へのお知らせ

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年（2024年）6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、令和6年（2024年）6月1日から厚労省の指針通り、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。

この度の改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ同意の上署名（サイン）を頂く必要があるので、どうかご協力のほどよろしくお願いします。

患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上の長期の投薬を行う場合がございます。

※長期処方やリフィル処方箋の発行が対応可能かは、症状に応じて医師が判断致します。

ご不明な点がございましたら窓口でご相談ください。



芦屋セントマリア病院